

# 隅田公園 利用ガイド

墨田区都市整備部土木管理課

2023年4月

# 目次

<b>1 隅田公園について</b> .....	1
概要.....	1
ア 公園内の主な施設.....	1
イ 案内図.....	2
占用可能範囲及び使用可能な設備.....	3
ア 舗装広場設備図.....	3
イ 主な設備の概要.....	4
<b>2 主な利用方法等</b> .....	5
公園占用許可申請が必要なもの.....	5
使用可能時間.....	6
<b>3 申請の流れ</b> .....	7
舗装広場の占用申請.....	7
ア 概要.....	7
イ 予約及び申請.....	8
ウ 占用可能エリア.....	8
エ 注意事項.....	9
オ 申請の流れ.....	10
芝生広場の占用申請.....	11
ア 概要.....	11
イ 予約及び申請.....	11
ウ 注意事項.....	11
エ 申請の流れ.....	12
撮影の占用申請.....	13
ア 許可要件.....	13
イ 禁止事項.....	13
ウ 占用料.....	13
エ 申請の流れ.....	14
<b>4 その他</b> .....	15
占用料等.....	15
ア 占用料.....	15
イ 使用料.....	15
必要な申請書について.....	16
関係機関への届出について.....	17
<b>5 問合せ</b> .....	18

# 1 隅田公園について

## 概要

北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業に伴い、令和2年3月に隅田公園の南側の一部をリニューアルし、日常の賑わいを創出するための広大な芝生広場やイベント用の舗装広場のほか、他の公園にはないイベント等の実施を支援するための設備を整えました。

本書では、この隅田公園をイベントや撮影等で使用するための手続についてご案内します。

隅田公園の区域は他にもありますが、本書の内容は令和2年にリニューアルオープンした区域のみを対象とします。

## ア 公園内の主な施設

### (ア) 芝生広場（次ページ図中A）

約3,000平方メートルの広大な芝生広場です。見通しが良く、北側の日本庭園や東京スカイツリー®が良く見える場所です。



### (イ) 舗装広場（次ページ図中B）

イベント等が開催可能な広場です。

芝生広場と舗装広場の間には、東西をつなぐプロムナード（次ページ図中D）があります。



### (ウ) 花見丘（次ページ図中C）

周辺より少し高くなっており、明治天皇御製碑や日本庭園が望める丘です。春には梅や桜が咲きます。

また、頂上までバリアフリー対応の園路がつながります。



### (エ) トイレ（次ページ図中E）

男性用、女性用、バリアフリートイレがある大きなトイレです。ベビーチェアやベビーシートもあります。

また、トイレ内の備品倉庫には、イベント等で使用できる各種設備等を備えています。

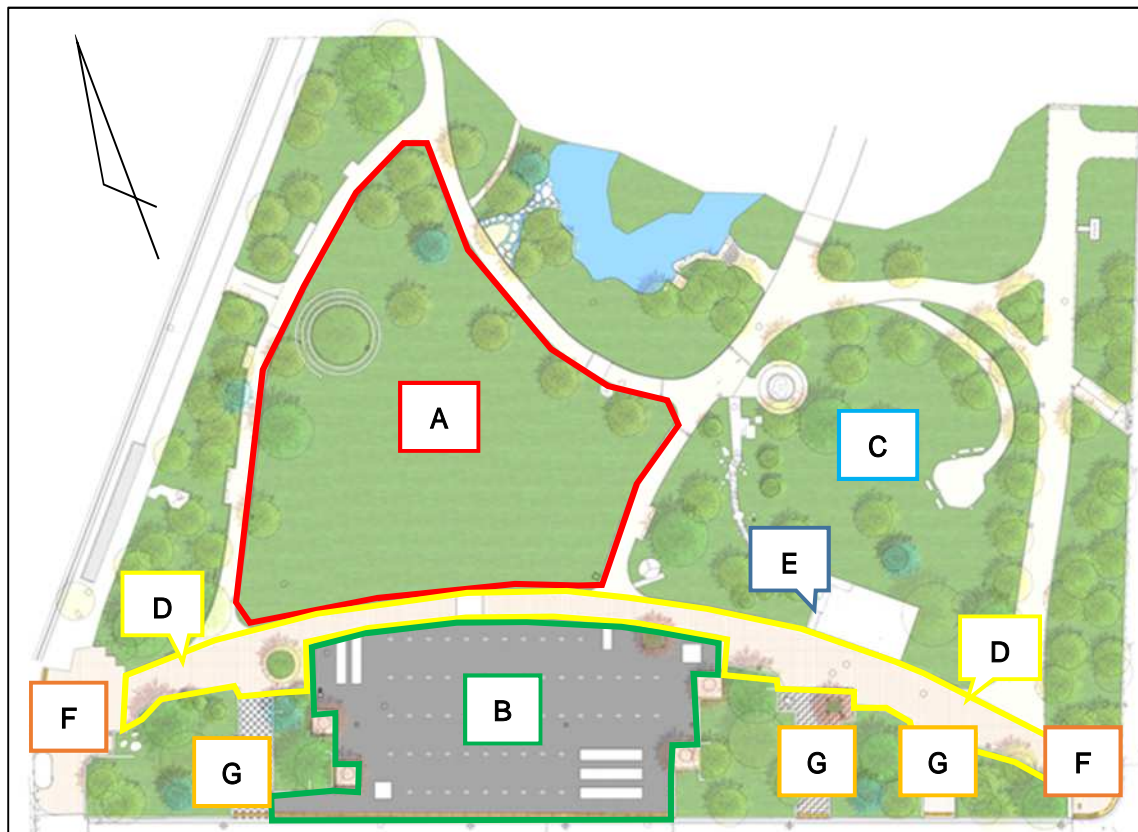


イ 案内図

隅田公園（墨田区向島一丁目3番）



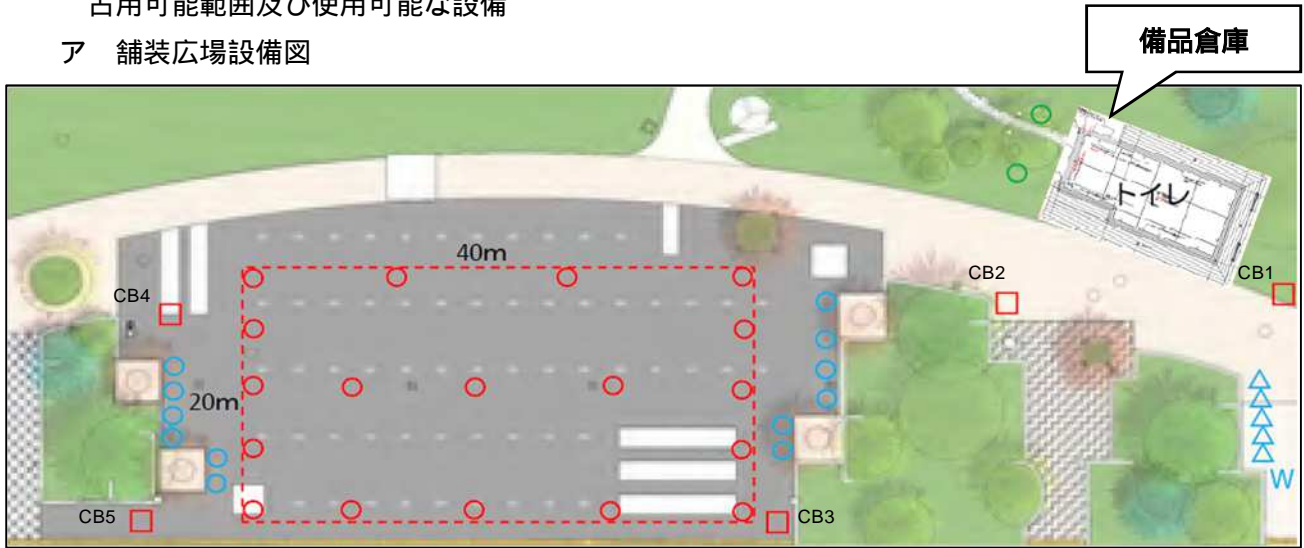
拡大図



A：芝生広場 B：舗装広場 C：花見丘 D：プロムナード（園路） E：トイレ  
F：エントランス1 G：エントランス2

占用可能範囲及び使用可能な設備

ア 舗装広場設備図



設備一覧表

電気設備					
品目	数量	内容	凡例		
屋外コンセント	3	CB1～CB3 (2口 20A) 系統A			
屋外コンセント	2	CB4～CB5 (2口 20A) 系統B			
その他設備					
品目	数量	内容	凡例		
広 場 等 既 設	仮設固定補助金具	18	舗装広場内	○	
	仮設固定補助金具	2	トイレ西側芝生地内	○	
	丸環 ( 50 )	12	大型ベンチ立ち上がり部	○	
	丸環 ( 100 )	12	トイレ屋上立上り部		
	丸環 ( 38 )	37	トイレ庇先端、外壁面		
	仮設トイレ設置用インフラ設備	一式	水洗式 (5基) 設置可 排水枡5箇所、散水柱1基	枡 水W	
倉 庫 内 設 備	排水パンセット	蛇口	3	トイレ西側壁面に設置可能	-
		排水パン	1		
	単管 (1m)	10	仮設固定補助金具に設置可能	-	
	単管ジョイント	20		-	
	ワイヤレスアンプ	1	ワイヤレスチューナー内蔵	-	
	スピーカー	2	スピーカースタンド含む	-	
	ワイヤレスマイク	3		-	
工具	一式		-		

設備の利用に当たっては、区が貸し出す専用の鍵 (工具) が必要です。

## イ 主な設備の概要

### (ア) 屋外コンセント(コンセントボックス)



鍵付きの蓋の中に2口コンセント(100V 20A)があります。公園内に5か所あります。

### (イ) 仮設固定補助金具

200の塩ビ柵の中に、単管と丸環を埋設しています。



#### 【使用例】

- ・ジョイント金具を使って、単管を自立させることができます。
- ・丸環を使って、ロープ等を固定できます。



#### 丸環(トイレ庇先端)



#### 丸環(トイレ屋上)



## 2 主な利用方法等

公園占用許可申請が必要なもの

公園は誰でも自由に利用できる公共施設です。そのため、公園の一部を独占して使用（占有）する場合は、事前に区へ公園占用許可を申請する必要があります。利用に当たって、公園管理者（道路公園課等）との調整が必要なケースもありますので、お早めにご相談ください。

公園占用許可申請が必要な行為等は次のとおりです。

行為等	例	自由利用			要占用許可			条件
		舗	プ	芝	舗	プ	芝	
自動車以外の工作物による販売	屋台、ワゴン等	×						公序良俗に反するものは販売不可 その他、公園管理者が適当と認めないものは販売不可
自動車による販売等	キッチンカー等	×				×	×	
スポーツ関連のもの	ボール遊び、スケボー、BMX、ヨガ等							第三者に危害を加えないこと 自由利用は柔らかいボール、ヨガ等のみ（スケボー、BMXは不可） 区の後援を受けたイベントのみ実施可
パフォーマンスを伴うもの	大道芸、似顔絵等				○			安全な領域の確保が必要 第三者に危険のない練習のみ自由利用
広告を伴うもの	メニュー、のぼり等	×			○			広告のみの設置は不可 自家用広告物で5㎡以下まで
火気・煙を伴うもの	花火等		×	×	○	○	×	火気の適正処理が必須 自由利用は手持ち花火のみ可 （バケツを用意すること）
音・光を伴うもの	プロジェクションマッピング、イルミネーション等	×						近隣住居及び鉄道運行に配慮すること
水の利用を伴うもの	消防訓練、保育園等のプール利用等	×			○	○	×	ポンプによる消防訓練は可（舗・プ） プールは排水箇所の制限により、東側のみ可（プ）
動物を伴うもの	犬のしつけ方教室等				○	○		第三者へ危害を加えないこと 危険な動物（特定動物）は不可 自由利用はリード必須 イベント等は動物の種類による
昼夜連続のもの	天体観測、キャンプ体験等	×						区の後援を受けたイベントに限る

○：可                   ：一部可能                   ：区後援イベントのみ可能                   ×：不可

舗：舗装広場    プ：プロムナード    芝：芝生ひろば

自由利用：区への申請が不要なもの

販売形態によっては、墨田区保健所から区の後援を求められる場合があります。事前に、墨田区保健所に確認してください。

使用可能時間

占有許可時間 6:00 ~ 22:00

(準備・撤収の時間を含みます。なお、昼夜連続のものは除きます。)

音出し可能時間 10:00 ~ 21:00

光の点灯可能時間 6:00 ~ 23:00



### 3 申請の流れ

舗装広場の占用申請

#### ア 概要

##### (ア) 日時

日数の制限は設けません。

なお、隅田川花火大会等、区担当者の指示する期間は占用できません。

占用可能な時間は6:00から22:00まで(準備・撤収の時間を含む。)です。

##### (イ) 占用料・使用料

占用料は、占用面積×単価で計算します。

例：10:00から22:00まで20㎡占用する場合  $20 \text{ m}^2 \times (34 \text{ 円} + 34 \text{ 円}) = 1,360 \text{ 円}$

目的		日時	占用料単価
事業又は営業活動を伴う占用	例：移動販売車による販売、物販、音楽イベント、大道芸	6:00～10:00	23 円/㎡
		10:00～16:00	34 円/㎡
		16:00～22:00	34 円/㎡
その他の占用	例：ガールスカウトの訓練、赤い羽根共同募金等	1日当たり	45 円/㎡

占用面積(水平投影面積)で1㎡未満の端数がある場合は、小数点を切り上げて計算します。

内容によっては減免になる場合があるので、事前にお問合せください。

また、隅田公園内の設備を使用する場合は、別途、使用料が必要です。

設備	参照	日時	使用料単価
電気設備	本ガイド3～4ページ	1系統、1時間につき	90 円
その他設備	本ガイド3～4ページ	その他設備1つ以上使用の場合、1日につき	100 円

なお、一度納入された占用料等は、占用目的達成の如何にかかわらず返納できません。

## イ 予約及び申請

### (ア) 予約方法

予約は抽選で確定します。

区役所ホームページからリンクされている電子申請システムから占有希望日時等を入力してください。予約は1か月単位とします。

詳しくは本ガイド10ページ「オ 申請の流れ」を確認してください。

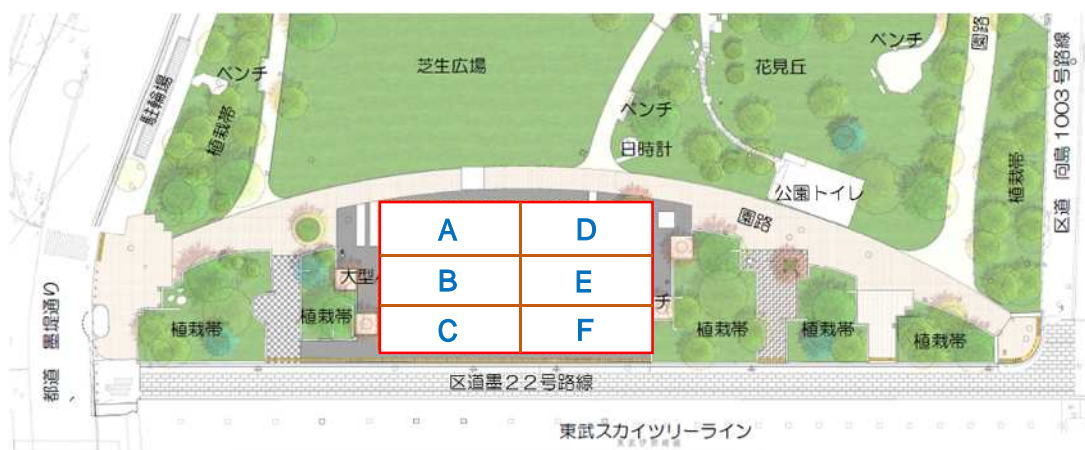
### (イ) 公園占有申請

申請は1か月単位です。実施の前々月の末日（申請期限）までに申請してください。

なお、期限までに申請がなされない場合、その予約は自動的にキャンセルとなりますので、申請期限は厳守願います。

例：6月に占有を希望する場合    予約 3、4月    申請 4月末日

## ウ 占有可能エリア



1区画当たり縦9.3m、横2.5mの23.2.5㎡程度です。

1区画の占有可能面積は13.9.5㎡程度です。

使用可能な枠数は1枠から6枠までです。1枠のみの使用や、複数枠（例：3枠、6枠等）の使用も可能です。

占有場所の希望は受けられません。抽選後、占有場所を含めて結果を送付します。

## エ 注意事項

### (ア) 利用に当たっての注意事項

- ・園内公共物のほか、園内外の第三者施設等に危害・損傷を与えないように使用すること。
  - ・占用に起因するごみ等の後片付けを行い、これを園内に残さないこと。
  - ・園内の一般利用者に迷惑となる行為がないように使用すること。
  - ・周辺住民に対し、騒音等の影響を及ぼさないよう配慮して使用すること。
  - ・許可を受けた内容以外の設備等を使用又は設置しないこと。
  - ・園内施設の原状は変更しないこと。ただし、許可を受けて行う軽微な変更はこの限りでない。
  - ・占用行為のための設備、用具等は、転倒、転落その他公衆に危害が及ばないように、安全性の確保に万全を期すること。
- また、これを使用しない時間帯も事故発生の予防措置を講じておくこと。
- ・占用行為の実施に当たっては、園内で事前に申請した物以外の物品の販売、営業宣伝、広告及びこれらに類する行為を行わないこと。
  - ・占用行為の実施に当たっては、警備要員を配備する等の措置を行い、公衆の安全確保に努めること。
  - ・占用行為に起因する事故の処理は、占用者の負担及び責任において処理するものとし、その状況の報告を行うこと。(第三者からの苦情対応等を含む。)
  - ・都市公園法、墨田区立公園条例、墨田区暴力団排除条例その他関係法令を遵守するとともに、区係員の指示に従うこと。

### (イ) 車両に関する注意事項



- ・園路又は舗装広場を通行する車両は4t車以下とすること。
  - ・許可を受けた車両を進入・退出させる際は、上下式ボラードを下げた状態で通行し、通行後は元に戻すこと。
- なお、ボラードの上下には専用の鍵が必要となるため、事前に土木管理課窓口で受け取ること。
- ・園内への車両の入退場は公園南東側から行き、通行許可証(区・警察が発行するもの)を見えるところに掲示し、ハザードランプを点灯の上、最徐行で走行すること。
  - ・イベントや出店に必要な車両以外は留置きしないこと。
  - ・必要やむを得ず4t車を超える車両(6.5t車まで)で資材の搬出入等を行う場合は、南東の経路からではなく墨田区特別区道 墨22号路線から舗装広場に乗り入れること。同路線は、車両進入の終日規制がかかっているため、通行に際し、警察の許可を受けること。

オ 申請の流れ

実施月の3か月前

抽選受付	1日から10日まで
応募方法：電子申請システム 応募後、確認のメールが届きます。	



結果送付	20日
結果送付方法：メール	

実施月の2か月前

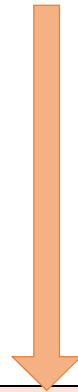
抽選受付	1日から10日まで
応募方法：電子申請システム 応募後、確認のメールが届きます。	



結果送付	20日
結果送付方法：メール	



申請	2か月前の末日まで	期限を過ぎての申請は受け付けません。
申請書類（全て2部ずつご用意ください。） ・公園占用許可申請書（設置物件によって申請様式が異なります。本ガイド16ページを参照） ・占用内容がわかる資料（出店日時、販売品目、価格表、平面図等一式） ・申出書 ・関係機関等への申請書の写し 保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ		



実施月の1か月前

許可証交付・占用料支払い	
公園占用許可申請書受理からおおむね1か月以内に内容を審査し、可否を決定します。ただし、内容に疑義があった場合や調整に時間を要する場合は、この限りではありません。 内容審査の結果、許可となったものは、交付について電話等でお知らせします。 交付場所：墨田区役所10階土木管理課 占用・監察担当窓口 占用料支払のための納付書を窓口でお渡ししますので、金融機関でお支払いください。納付が確認できた後、許可証を交付します。お支払いの当日に、許可証の受取りを希望する場合は、午後3時までには庁舎内の金融機関でお支払い願います。	



実施月

実施	
設備等の鍵は、占用日直前の平日の開庁時間中のお渡しとなります。 設営・実施・撤去に係る安全管理や来場者対応等は、全て占用者の責任の下で行ってください。 完了後は、許可証に記載された許可条件に基づき、原形復旧等を行ってください。	



実施後

鍵の返却	翌開庁日
設備等の鍵は、占用日直後の平日の開庁時間中に返却してください。	



## 芝生広場の占用申請

### ア 概要

#### (ア) 日時

日数の制限は設けません。

なお、隅田川花火大会等、区担当者の指示する期間は占用できません。

占用可能な時間は6:00から22:00まで(準備・撤収の時間を含む。)です。

#### (イ) 占用料・使用料

占用料は、占用面積×単価で計算します。

例：10:00から22:00まで20㎡占用する場合  $20\text{㎡} \times (34\text{円} + 34\text{円}) = 1,360\text{円}$

目的		日時	占用料単価
事業又は営業活動を伴う占用	例：物販、体操教室、大道芸等	6:00～10:00	23円/㎡
		10:00～16:00	34円/㎡
		16:00～22:00	34円/㎡
その他の占用	例：ガールスカウトの訓練、赤い羽根共同募金等	1日当たり	45円/㎡

占用面積(水平投影面積)で1㎡未満の端数がある場合は、小数点を切り上げて計算します。

内容によっては減免になる場合があるので、事前にお問合せください。

なお、一度納入された占用料等は、占用目的達成の如何にかかわらず返納できません。

### イ 予約及び申請

予約は先着順となります。申請の流れについて、詳しくは本ガイド12ページ「エ 申請の流れ」を確認してください。

### ウ 注意事項

舗装広場における注意事項に準じたものとなります。

なお、芝生広場内の車両通行や、ステージ等、芝生を傷めるような物の設置はできません。

エ 申請の流れ

実施月の3か月前

仮予約	
電話等で空き状況と仮予約の申込みについてお問合せください。 また、内容によっては許可できないケースもありますので、必ず事前にご相談ください。	

実施月の3か月前～3週間（15開庁日）前 販売を伴う場合は、2か月前

申請	
申請書類（全て2部ずつご用意ください。） ・公園占用許可申請書（第1号様式） ・占用内容がわかる資料（実施内容、平面図等一式） ・申出書 ・関係機関等への申請書の写し 保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ	



許可証交付・占用料支払い	
公園占用許可申請書受理からおおむね2週間以内（販売を伴う場合は、おおむね1か月以内）に内容を審査し、可否を決定します。ただし、内容に疑義があった場合や調整に時間を要する場合は、この限りではありません。 内容審査の結果、許可となったものは、交付について電話等でお知らせします。 交付場所：墨田区役所10階土木管理課 占用・監察担当窓口 占用料支払のための納付書を窓口でお渡ししますので、金融機関でお支払いください。納付が確認できた後、許可証を交付します。お支払いの当日に、許可証の受取りを希望する場合は、午後3時までに庁舎内の金融機関でお支払い願います。	



実施月

実施	
設営・実施・撤去に係る安全管理や来場者対応等は、全て占用者の責任の下で行ってください。完了後は、許可証に記載された許可条件に基づき、原形復旧等を行ってください。	

## 撮影の占用申請

隅田公園で商業目的の撮影を行う場合は、公園占用許可申請が必要です。

なお、撮影内容によっては、すみだフィルムコミッション経由での申請となる場合があります。お手数ですが、事前にすみだフィルムコミッション（墨田区観光協会内 電話 03-6657-5160）にご確認ください。

### ア 許可要件

#### ○撮影可能な日時

土日祝日を除く、平日のうち3時間以内（準備、片付けを含む。）

撮影可能時間 6:00 ~ 22:00

なお、撮影日とは別に予備日を1日設定可能

#### ○許可人数

スタッフ及び出演者を合わせて10名程度とすること。

#### ○持ち込み可能な機材

- ・カメラ
- ・三脚（場合によっては養生すること。）
- ・レフ板
- ・照明、録音機材
- ・その他、公園施設を損傷しない程度のもの

### イ 禁止事項

- ・公園施設を損傷するような機材、セットの持込み
- ・公序良俗に反するシーンの撮影
- ・墨田区のイメージを損なうようなシーンの撮影
- ・公園内で禁止されている事項を含む撮影
- ・ドローンによる撮影

### ウ 占用料

内容	占用料
すみだフィルムコミッションの事業として撮影するもの	免除
商用のスチール（静止画）撮影	1時間当たり 1,912 円
商用のムービー（動画）撮影	1時間当たり 16,875 円

撮影時間に1時間未満の端数がある場合又は撮影時間が1時間に満たない場合は、1時間として計算します。

一度納入された占用料は、占用目的達成の如何にかかわらず返納できません。

## エ 申請の流れ

隅田公園を撮影で占用する際の流れは次のとおりです。

予約・事前相談	
電話等で空き状況と予約の申込みについてお問合せください。 また、内容によっては許可できないケースもありますので、必ず事前にご相談ください。 撮影内容によっては、すみだフィルムコミッションを経由しての申請となります。手続きについては別途ご案内します。	



申請	使用する日の2か月～2週間（10開庁日）前まで
公園占用許可申請書等を作成し、使用する日の2か月～2週間（10開庁日）前までに、墨田区役所10階土木管理課 占用・監察担当まで持参の上、提出してください。 なお、撮影日が直近の場合は申請を受理できないため、申請期限は厳守願います。 必要書類（全て2部ずつご用意ください。） ア 公園占用許可申請書（第1号様式） イ 撮影概要（撮影の内容がわかるもの。フォーマットは問いません。） ウ 申出書	



許可証交付・占用料支払い	使用する前日まで
公園占用許可申請書受理からおおむね2週間以内に内容を審査し、可否を決定します。ただし、内容に疑義があった場合や調整に時間を要する場合は、この限りではありません。 内容審査の結果、許可となったものは、許可証の交付について電話等でお知らせします。 交付場所：墨田区役所10階土木管理課 占用・監察担当窓口 占用料支払のための納付書を窓口でお渡ししますので、金融機関でお支払いください。納付が確認できた後、許可証を交付します。お支払いの当日に、許可証の受取りを希望する場合は、午後3時までに庁舎内の金融機関でお支払い願います。	



実施	
撮影実施に係る安全管理や対応等は、全て占用者の責任の下で行ってください。撮影は、許可証に記載された許可条件に基づき行ってください。	



## 4 その他

### 占用料等

一度納入された占用料等は、占用目的達成の如何にかかわらず返納できません。

#### ア 占用料

目的		日時	占用料単価
事業又は営業活動を伴う占用	例：移動販売車による販売、物販、音楽イベント、大道芸	6:00～10:00	23 円/m <sup>2</sup>
		10:00～16:00	34 円/m <sup>2</sup>
		16:00～22:00	34 円/m <sup>2</sup>
その他の占用	例：ガールスカウトの訓練、赤い羽根共同募金等	1 日当たり	45 円/m <sup>2</sup>
商用のスチール（静止画）撮影		1 時間当たり	1,912 円
商用のムービー（動画）撮影		1 時間当たり	16,875 円

占用面積(水平投影面積)で 1 m<sup>2</sup>未満の端数がある場合は、小数点を切り上げて計算します。

占用内容によっては減免になる場合があるので、事前にお問合せください。

減免対象例：町会・自治会の親睦行事、防災訓練・避難訓練

#### イ 使用料

設備	参照	日時	使用料単価
電気設備	本ガイド 3～4 ページ	1 系統、1 時間につき	90 円
その他設備	本ガイド 3～4 ページ	その他設備 1 つ以上使用の場合、1 日につき	100 円

必要な申請書について

占用に必要となる申請書類は次のとおりです。各2部ご用意ください。

内容		使用する申請書等	その他必要な書類
イベント等で物件を設ける場合	ステージややぐら等、人が簡単に持ち運ぶことができないものを設置する場合 例：スポーツイベント、音楽イベント 等	・公園占用許可申請書（物件を設ける場合） ・申出書 ・申請者以外で露店の出店に従事する者一覧（当日販売を伴う占用で、区の後援がない場合）	・占用内容がわかる資料（概要、平面図等一式） ・関係機関等への申請書の写し 保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ
イベント等で物件を設けない場合	物件を何も設置しない又はテントやイス等、動力を使用せずに大人4人程度で簡単に持ち運ぶことが可能なものを設置する場合 例：防災訓練 等	・公園占用許可申請書（第1号様式） ・申出書 ・申請者以外で露店の出店に従事する者一覧（当日販売を伴う占用で、区の後援がない場合）	・占用内容がわかる資料（概要、平面図等一式） ・関係機関等への申請書の写し 保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ
移動販売車による出店をする場合	移動販売車単体で出店を行う場合 例：キッチンカー 等	・公園占用許可申請書（第1号様式） ・申出書 ・申請者以外で露店の出店に従事する者一覧（当日販売を伴う占用で、区の後援がない場合）	・占用内容がわかる資料（出店スケジュール、販売品目・価格表、平面図等一式） ・営業許可証一式の写し 営業許可の必要な業種に限る。 東京都内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの ・車検証の写し
撮影を行う場合	フィルムコミッションの対象ではないもの 例：商業目的の撮影 主に婚礼前撮り等	・公園占用許可申請書（第1号様式） ・申出書	・撮影概要 撮影の内容がわかるもの、フォーマットは問いません。

公園占用許可申請書（物件を設ける場合）、公園占用許可申請書（第1号様式）、申出書、申請者以外で露店の出店に従事する者一覧の各様式については、HPからダウンロードしてください。

[墨田区 HP](#) [まちづくり](#) [公園](#) [墨田区立公園、児童遊園の占用申請](#) [申請書等様式ダウンロード](#)

実施内容によっては公園占用料減免申請書（第8号様式）の提出が必要になる場合があるので、事前にお問合せください。

関係機関への届出について

占用に際して、公園占用許可申請書以外に別途、関係機関への届出が必要な場合があります。各機関に確認の上、決められた期日までに提出してください。

内容	問合せ先			必要な届け出
	警察署	消防署	保健所	
道路上での作業等を行う場合	○			道路使用許可
火気を扱う場合		○		消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書等
飲食物を提供する場合			○	飲食の提供内容によって必要書類が異なるため、保健所に事前に確認すること
動物を扱う場合			○	実施内容によっては、動物愛護管理法の規制を受ける可能性があるため、保健所に事前に確認すること

実施内容について、上記のうち複数に該当するときは、それぞれ必要な手続を行ってください。

【本所警察署】

所在地：墨田区横川四丁目 8 番 9 号      電話：03-5637-0110（代表）

【向島警察署】

所在地：墨田区文花三丁目 1 8 番 9 号      電話：03-3616-0110（代表）

【本所消防署】

所在地：墨田区横川四丁目 6 番 6 号      電話：03-3622-0119（代表）

【向島消防署】

所在地：墨田区東向島六丁目 2 2 番 3 号      電話：03-3619-0119（代表）

【墨田区保健所】

所在地：墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号 墨田区役所 5 階      電話：03-5608-6943（直通）

食品関係の営業許可・届出

[https://www.city.sumida.lg.jp/kenko\\_fukushi/eisei/syoku\\_eisei/jigyousya/index.html](https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/eisei/syoku_eisei/jigyousya/index.html)

## 5 問合せ

隅田公園の占用に当たり、ご不明な点がございましたらこちらまでお問合せください。

墨田区 都市整備部 土木管理課 占用・監察担当

電話：03 - 5608 - 6282

Eメール：KANRI@city.sumida.lg.jp

開庁時間：平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで